

## 加東市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、加東市職員（非常勤職員、臨時職員等を含む。以下「職員」という。）が、障害者に対して適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 障害者に対し客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、障害を理由として障害のない者と異なる不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施に必要かつ合理的な配慮を怠ることをいう。
- (4) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施を現に必要とする意思を表明している障害者、その家族等（障害者がある意思を表明することが著しく困難である場合に限る。）に対し、社会通念上相当と認められる人的負担、物的負担、経済的負担その他負担の範囲内で、障害のない者との平等な待遇を確保するために行う必要かつ適当な変更又は調整をいう。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定に従い、障害者に対し、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、加東市障害者差別解消職員対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定める留意事項に留意するものとする。

### (合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定に従い、障害者に対し合理的配慮の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、マニュアルに定める留意事項に留意するものとし、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の人格、人権及び意向を尊重しなければならない。

### (監督者の責務等)

第5条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に定める事

項を実施しなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その他関係者から、職員による不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する相談、苦情等の申出があった場合は、迅速にその状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合には、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するとともに、当該差別の内容及び関与した職員をまちづくり政策部人事課長に報告しなければならない。

3 差別の事実が確認された場合であって、その内容又は状況から必要があると認めるときは、当該職員に対して、懲戒処分を含む措置を講じるものとする。

(相談体制の整備)

第6条 障害者及びその家族その他関係者からの職員による障害を理由とする差別（その業務の執行に係るものに限る。）に関する相談等については、次に掲げる職員が対応するものとする。

- (1) 当該職員の所属長
- (2) まちづくり政策部人事課長
- (3) 健康福祉部長が別に定める職員

2 相談等の対応者は、相談の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取し、差別事案の発生が認められたときは、速やかに是正措置及び再発防止策を講ずるものとする。

3 第1項の相談内容及び処理状況は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

4 第1項の相談等に対応するための体制については、必要に応じ見直すものとする。

(研修等)

第7条 健康福祉部社会福祉課は、まちづくり政策部人事課及び市民協働部人権協働課と協力して、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し必要な研修を行うものとする。

2 健康福祉部社会福祉課は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に対し適切に対応するため、マニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この要領は、平成30年11月19日から施行する。